

平成二十九年三月二十四日提出
質問第一五八号

防衛大学校卒業式における任官拒否者の取り扱いに関する質問主意書

提出者 大西健介

防衛大学校卒業式における任官拒否者の取り扱いに関する質問主意書

一 防衛大学校は、平成二十六年春から、自衛官にならない任官拒否者の卒業式への参加を認めていないが、それまでと任官拒否者の取り扱いを変えた理由を明らかにされたい。

二 防衛大学校では、創設当初も任官拒否者の卒業式への出席を認めていなかったが、昭和五十三年、土田國保氏が校長に就任し、これを変更している。「防衛大学校五十年史」には「任官辞退者であろうと、本校で受けた教育を生かして国家社会のために働いてくれるはずだ、という確信が土田氏にはあった。同級生の絆を尊重し、青年の誇りと名誉を傷つけてはならない、との配慮もあった」と記述されており、この趣旨は今も変わらないものと考えるが政府の見解は如何。

三 防衛医科大学校や海上保安大学校など他の類似の学校における任官拒否者の卒業式での取り扱いはどのようなになっているのか。

四 国家公務員が留学中又はその終了後五年以内に離職した場合、「国家公務員の留学費用の償還に関する法律」に基づき留学費相当額の全部又は一部を償還しなければならないこととなっているが、同様に、任官拒否者の学費返納制度を検討すべきと考えるが政府の見解は如何。また過去に任官拒否者の学費返納制

度を検討したことがあるか。

右質問する。